

報告第 2 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うこととしたことを踏まえ、当該減免に係る申請期限に関する特例措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年7月22日

市川市長 村 越 祐 民

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 2 日

市川市長 村 越 祐 民

### 市川市条例第 3 1 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和元年度及び令和 2 年度の国民健康保険税の減免の特例）

- 1 6 令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に第 1 2 条第 1 項若しくは第 3 項の納期又は特別徴収対象年金給付の支払の日が到来するものに係る第 2 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 1 6 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。